

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和3年5月17日

茨城県知事 大井川 和彦

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1 指 定 年 月 日 | 令和3年5月17日                  |
| 2 調査を行う者の名称 | 稲敷市                        |
| 3 調 査 地 域   | 阿波崎、伊佐部の各一部                |
| 4 調 査 期 間   | 令和3年5月18日から<br>令和4年3月31日まで |